

避難支援・見守り支えあい制度

問 社会福祉課 (☎65-65536)

高齢福祉介護課 (☎65-7789)

広報ながはま 2013年6月15日 4

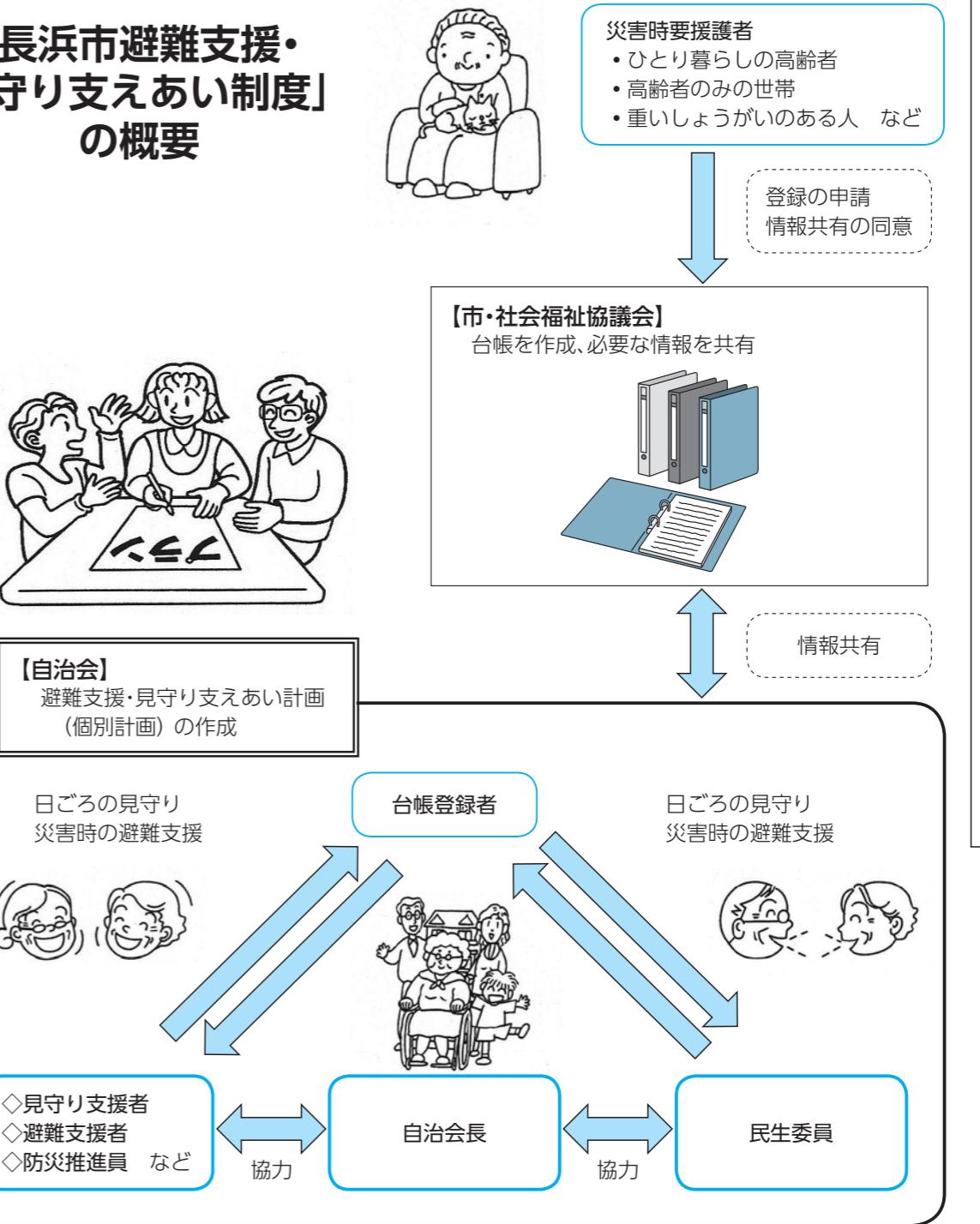
阪神淡路大震災以降多発する大きな災害や東日本大震災による被害の状況を目の当たりにして、誰もが地域住民とのつながりや、絆づくりの大切さを再認識したところです。

特に老年寄りや体の不自由な人などの避難支援や安全確保にあたって、身近な人が声をかけ合い、協力して行動する「支えあいの体制」があることは大変重要です。

各自治会では、普段から住民同士のつながりを大事にし、見守りや声かけなどの活動がすすめられています。このようないくつかの積み重ねが、明るく住みよい地域社会づくりを推進し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識や、災害発生時の迅速な行動にもつながっています。

市では「避難支援・見守り支えあい制度」により、こうした身近な自治会組織が主体となつた体制づくりを支援しています。この制度は、ひとり暮らしの高齢者や、しおうがいの人などから申出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんに支援体制をつくるとともに、市・社会福祉協議会が必要な情報を共有するものです。

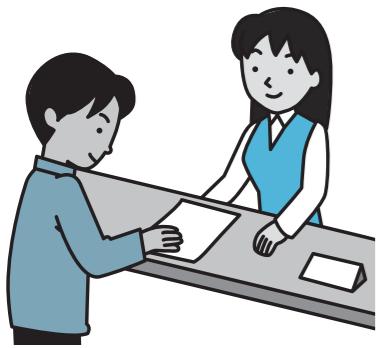
「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の概要



制度への登録のご案内

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、災害時の支援を希望する人の登録を随時受付けています。

◎登録にあたって
この制度では、申請にもとづき登録者の支援に必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、この情報を自治会長、民生委員、児童委員、避難支援者、市・社会福祉協議会が共有します。そのため、登録を希望する皆さんは、情報の共有について同意いたることが前提になります。



申請書・同意書提出先
高齢福祉介護課、しおうがい福祉課
（東別館1階）
北部振興局・各支所福祉生活課
社会福祉協議会（各支所含む）

ふだんから、あなたも私も『こぎんいかが』の声かけや目配りを



申込先：社会福祉課
(☎65-65536)

◎登録の対象となる人
「ひとり暮らしの高齢者」や「重いしおうがいのある人」など、日常生活に手助けが必要な人や、避難する際に支援が必要な人です。

・災害が起きた時に避難情報が伝わりにくく、情報伝達に配慮が必要な人
・避難が必要かどうか自分で判断できない人、一人で避難の準備をすることが難しい人など

◎登録方法
登録を希望する人は「申請書」および「個人情報の取扱に係る同意書」を市役所（高齢福祉介護課、北部振興局、各支所福祉生活課）、または社会福祉協議会（各支所含む）に提出してください。（郵送を希望する人には、申請書・同意書を送りますのでご連絡ください。）

※すでに登録している人、自治会や支援者の人は、個別計画の内容を確認ください。
※変更などがありましたらご連絡ください。（登録情報を更新します）

地域の見守り、避難支援について

支援者とは、要援護者を日々から見守り、避難情報の伝達や支援体制の確認をする人です。この制度は、あくまで支援者が善意で行う地域活動によるものであり、登録者に支援の責任を課すものではありません。

そのため、登録すれば災害時の支援が必ず約束されるというわけではなく、支援を希望する人も、自分の身を自分で守る準備は必要です。また、日ごろから地域の人たちとの交流を深め、いざというときの支援が円滑に受けられるようになります。

▼出前講座をご利用ください

【申込方法】

開催希望日、グループ名、代表者名、連絡先、参加人数、会場を電話で左記まで。
※料金は無料です。ただし、会場は申込みしたグループで用意してください。

「避難支援・見守り支えあい制度」をテーマにした出前講座を行っています。

自治会や老人クラブ、まちづくり委員会など、10人以上のグループで申込みください。制度の内容や個別計画の作成について詳しく説明します。



申込先：社会福祉課
(☎65-65536)